

令和6年度 集団指導

〔全サービス共通〕

厚生労働分野における個人情報の
適切な取扱いのためのガイドライン等

日向市 健康長寿部
高齢者あんしん課 介護認定係

第1 改正の趣旨

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第26条の規定に基づき、規則第7条において、漏えい等報告及び本人通知の対象となる事態について定められているところである。昨今の個人情報漏えい等事案を踏まえ、今般、規則第7条第3号が改正され、当該事態に、個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報(個人データとして取り扱われることが予定されているものに限る。)の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が追加された。これを踏まえ、ガイダンスについて所要の改正を行う。

第2 改正の内容

規則の一部改正に伴う改正規則第7条第3号が改正されたことに伴い、ガイダンスのIV8中の引用条文の改正を行う。

- 安全管理措置に関する解釈の明確化規則第7条第3号の改正と合わせ、個人情報取扱事業者が措置すべき個人データの安全管理措置に、当該事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該個人情報取扱事業者が個人データとして取り扱うことを予定しているものの漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置も含まれる旨をIV7(1)①安全管理措置において明確化する。
- その他 所要の改正を行う。

第3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

厚生労働分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス
(平成29年4月14日通知、令和6年3月27日最終改正)【令和6年4月1日施行】

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス
(新旧対照表)【令和6年4月1日施行】

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に関するQ&A
(事例集)
(平成29年5月30日適用、令和6年3月27日改正)

※ 上記以外のガイドラインは、厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働政策全般 > 個人情報保護 > 厚生労働分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等に掲載されています。

